

## 小林市議会委員会条例の一部を改正する条例

小林市議会委員会条例（平成18年小林市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会の名称」の前に「常任委員の所属、」を加える。

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1つの常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。